附則第七条第十五項の表政令附則第十二条第四十七項第一号ハの項中「附則第十二条第四十七項第一号ハ」を「附則第十二条第五十項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第二号ロの項中「附則第十二条第四十七項第二号ロ」を「附則第十二条第五十項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第二号ハの項中「附則第十二条第四十七項第二号ハ」を「附則第十二条第五十項第二号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十八項第一号ハの項中「附則第十二条第四十八項第一号ハ」を「附則第十二条第五十一項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十八項第二号ロの項中「附則第十二条第四十八項第二号ロ」を「附則第十二条第五十一項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十八項第二号ハの項中「附則第十二条第四十八項第二号ハ」を「附則第十二条第五十一項第二号ハ」に改め、同条中第十五項を第十九項とし、第十四項を第十八項とし、第十三項を第十七項とし、第十二項の次に次の四項を加える。

13　政令附則第十二条第四十八項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の二第一項第二号に規定する長期修繕計画とする。

14　政令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する総務省令で定める部分は、前項に規定する長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金の額に係る部分とする。

15　法附則第十五条の九の三第一項に規定するマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものは、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事とする。

16　法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

二　政令附則第十二条第四十八項第一号イに該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

三　政令附則第十二条第四十八項第一号ロに該当する旨を証する書類

四　次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション　政令附則第十二条第四十八項第二号イに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

ロ　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンション　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十一に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

五　前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

附則第七条の三第四項第一号中「この項から第九項まで」を「この条」に改め、同条第五項の表第一号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和四年度」に改め、同表第二号中「令和五年度又は令和六年度」を「令和五年度」に、「この号ロ」を「同号ロ」に改め、同条第六項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第七項中「この条」を「この項から第九項まで」に改め、同表第二号中「令和五年度又は令和六年度」を「令和六年度」に、「この号ロ」を「同号ロ」に改め、同表第三号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第八項中「この条」を「この項から第九項まで」に改め、同条第九項中「この項から第九項まで」を「この条」に改め、同条第五項の表第一号ハ」を「附則第十二条第五十項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第二号ロの項中「附則第十二条第四十七項第二号ロ」を「附則第十二条第五十項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第二号ハの項中「附則第十二条第四十七項第二号ハ」を「附則第十二条第五十項第二号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十八項第一号ハの項中「附則第十二条第四十八項第一号ハ」を「附則第十二条第五十一項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十八項第二号ロの項中「附則第十二条第四十八項第二号ロ」を「附則第十二条第五十一項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十八項第二号ハの項中「附則第十二条第四十八項第二号ハ」を「附則第十二条第五十一項第二号ハ」に改め、同条中第十五項を第十九項とし、第十四項を第十八項とし、第十三項を第十七項とし、第十二項の次に次の四項を加える。

13　政令附則第十二条第四十八項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の二第一項第二号に規定する長期修繕計画とする。

14　政令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する総務省令で定める部分は、前項に規定する長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金の額に係る部分とする。

15　法附則第十五条の九の三第一項に規定するマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものは、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事とする。

16　法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

二　政令附則第十二条第四十八項第一号イに該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

三　政令附則第十二条第四十八項第一号ロに該当する旨を証する書類

四　次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション　政令附則第十二条第四十八項第二号イに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

ロ　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンション　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十一に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

五　前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

附則第七条の三第四項第一号中「この項から第九項まで」を「この条」に改め、同条第五項の表第一号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和四年度」に改め、同表第二号中「令和五年度又は令和六年度」を「令和五年度」に、「この号ロ」を「同号ロ」に改め、同表第三号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第六項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第七項中「この条」を「この項から第九項まで